

# 占領軍の生徒自治会構想に関する一考察

— 生徒会活動前史の視点から —

猪 股 大 輝

(東京大学大学院)

A Study on Plan of Student Government in the Occupation Army:  
From a Viewpoint of Prehistory of Student Council Activities in Japan

Daiki Inomata

「関東教育学会紀要」第47号 抜刷

2020年10月20日 発行

— 関東教育学会 —

# 占領軍の生徒自治会構想に関する一考察

## —生徒会活動前史の視点から—

東京大学大学院 猪股 大輝

### はじめに

本稿は、1946年から48年にかけて、各地の中等学校<sup>(1)</sup>に存在した「生徒自治会」の成立・展開過程について検討する。特に、成立・展開に際して大きな影響力を持った占領軍、とりわけ全国の都道府県軍政部(M.G. Prefectural Teams)教育担当官たちが共有していた生徒自治会の構想—すなわち、「生徒自治会」の教育目的や活動内容、および学校長などによる生徒に対する指導方法の理論—を明らかにすることを試みる。

生徒自治会は、生徒の自主性を育む独自の意義をもつ活動として、現在も各地の中・高等学校で実践されている「生徒会」の前身である。また、日本ではじめて、全国の中等学校に設立された生徒参加組織でもある。この点について、従来、文部省が最初に「生徒会」について論及したのは、1949年2月発刊の『新しい中学校の手引』においてであって、それ以前には、生徒会ないし生徒会的な生徒参加組織の設立を促すような、まとまった記述は存在しないとされてきた<sup>(2)</sup>。しかし、喜多明人の一連の研究<sup>(3)</sup>によって、『新しい中学校の手引』刊行以前の1946年から48年にかけて、全国の中等学校に「生徒自治会」なる生徒参加組織が設立され、活動していたことが明らかになった。また、喜多は、この組織の全国的な設立にあたって、文部省ではなく、占領軍、とりわけ都道府県軍政部教育担当官による地方庁や学校に対する指導が存在したことも指摘している。以上の事実を踏まえると、日本における生徒会活動前史として、生徒自治会の成立・展開過程を明らかにするためには、特に占領軍の理論や活動に注目して研究する必要がある。

生徒自治会に関する主要な先行研究としては、上述の通り、喜多明人による研究がある。喜多は、県教育史や学校沿革史誌、学校新聞などを用い、個別地方(神奈川県)や学校(旧制横浜二中・新制神奈川県立横浜第二高等学校)における生徒自治会の成立と展開過程を考察した。しかし、喜多は、占領軍による生徒自治会指導の実態については、豊富な史料を用い詳細に検討しているが、その指導方針を規定した占領軍の生徒自治会構想については、「GHQの思惑」<sup>(4)</sup>という曖昧な表現を用いるのみで、史料に基づいて実証的かつ具体的な説明を行っていない。本稿は、特にこの点を究明することで、日本において、後の生徒会につながる生徒参加組織が最初、いかなる構想のもとに導入された組織であったかを明らかにし、生徒会活動前史としての生徒自治会の成立・展開過程を全体的に考察する。

本稿では、以上の課題に取り組むため、「GHQ/SCAP文書」(国立国会図書館憲政資料室複写所

蔵)に含まれる占領軍内部の史料のうち、生徒自治会指導のために全国の軍政部に共有された史料を活用し、実証的かつ詳細な分析を試みる。具体的には1946年9月23日に早稲田大学において行われた講演会「米国における学生/生徒自治会」の講演録と、第八軍軍政部オリエンテーションスクール民間教育担当向けテキストを中心史料として用いる。

本稿は、次の構成で議論を展開する。まず、占領軍内で共有された最初期の生徒自治会構想の内容を、『米国教育使節団報告書』、及び講演録「米国における学生/生徒自治会」の2つの史料を基に分析する(第1節)。次に、最初期の構想が、実際に生徒自治会に対する指導の中でどのように継承、ないし変化したのか、第八軍軍政部オリエンテーションスクールのテキストを基に明らかにする(第2節)。以上の検討を通じて、生徒自治会の成立・展開期における占領軍の自治会構想の全体像を考察する。また、この構想と、後の文部省における「生徒会」に関する議論との連続/非連続を考察し、生徒会活動史研究全体に本研究の成果を位置づける(第3節)。

## 1. 占領初期の生徒自治会構想

### 1-1 『米国教育使節団報告書』における言及

戦後教育改革期に作成された文書の中で、後の生徒自治会につながる生徒組織に関して言及した最初期のものとして、『米国教育使節団報告書』がある。周知の通り、同報告書は、団長ストッダード(George D. Stoddard)以下、27名の使節団員によって構成された米国教育使節団が1946年3月30日付で発表したもので、以降の戦後教育改革の基本資料とされた。また、発表後、46年5月までに第八軍軍政局を通じて各地の戦術部隊・軍政中隊(後の都道府県軍政部)に配本が進められ、全国の軍政指導の基本資料としても活用された<sup>5)</sup>。

このように戦後教育改革において重大な意義を有する同報告書において、後の生徒自治会や生徒会につながる生徒組織に関する記述が、「第四節 教授法と教師養成教育—公民教育の授業の実施提案」に含まれている。すなわち以下の通りである。

民主主義的な態度は民主主義的な行動の経験を通じて学ばれなくてはならぬ。〈中略＝引用者〉学校によつては各学級または各集団から選挙された代表者達が学生評議会(student council)として役立つかもしれない。これは特に学生側の幹部としてその権限内で行動を取り、教授会に提案や推奨を行つてその考慮を求めらるであらう。<sup>6)</sup>

以上のように、民主主義的な態度を学ぶための生徒組織として、「学生評議会」という組織が提言されていることがわかる。ところで、引用した訳文は、46年3月31日に文部省が公表したものであるが、前後の文脈を踏まえると、ここで「学生評議会」と訳出された組織が活動する「学校」は中等学校であると考えられる。よって、この部分は、現在の「生徒会」、本稿が対象とする「生徒自治会」的な生徒組織を指していると考えられることができる。

この箇所に関して、土持法一は、団員であったヒルガード (Ernest R. Hilgard) の証言を基に、上述の内容を含む箇所の原案である使節団第2委員会(教員養成・教授法)報告書は、フリーマン (Frank N. Freeman) とディーマー (George W. Diemer) が起草したものであったとする<sup>(7)</sup>。また、レイ (Harry Wray) は、使節団員の構成に言及する中で、上述のフリーマン、ディーマーは共に「進歩主義教育者」であり、彼らは「進歩主義教育による実践を強力に提言した」と述べている<sup>(8)</sup>。以上を踏まえると、「学生評議会」の紹介にあたっては、アメリカにおける進歩主義教育の実践が念頭にあったと考えられる。

実際、1934年、ジョーンズ (Galen Jones) が全米269校の中等学校を対象に行なった調査によれば、同時点で生徒自治会 (student council) を有する学校は213校で全体の79.2%にのぼっていたことが報告されている<sup>(9)</sup>。この自治会について、同時期のアメリカにおける課外活動論の代表的な理論家であり、戦後日本においてもしばしば引用されたフレットウェル (Elbert K. Fretwell) によれば、その実践は「学校における、生徒参加の活動を通じた良い市民としての理念と生活方法の構築」<sup>(10)</sup> のための活動であった。

以上をまとめれば、報告書によって紹介された「学生評議会」は、「良い市民」を育成するための進歩主義教育の実践としてアメリカにおいて広く行われていたものであった、と考えられる。また、同報告書が以降の占領政策の基礎をなしたことを踏まえると、戦後各地に設立された「生徒自治会」もまた、以上のような、アメリカにおける教育実践から影響を受けたものであった、といえる。

## 1-2 占領初期の自治会構想

このように、生徒自治会に繋がる活動は『米国教育使節団報告書』において言及されていた。しかし、その記述は公民教育のための方法例としての紹介で、「生徒自治会構想」と呼ぶには簡素に過ぎる。この点について、1946年9月23日に早稲田大学で行われた講演会「米国における学生/生徒自治会」(“Student Government in the United States”)の講演録<sup>(11)</sup>を確認すると、占領初期における占領軍の生徒自治会構想を、より具体的かつ詳細に明らかにすることができる。

史料の内容検討に移る前に、本史料自体の性質と、占領軍の生徒自治会構想との関係について確認したい。まず、講演録の史料的特徴として、次の3点を指摘できる。すなわち、①講演録は1946年9月14日～20日のGHQ/SCAP CI&Eの週間報告<sup>(12)</sup>によれば、CI&E教育課高等教育担当によって作成されたもので、『報告書』の「学生評議会」記述の背景をなすアメリカの学生/生徒自治会実践について、CI&Eとしての見解を示したものであるといえる、②また、同じく週間報告には、この講演録が全国の軍政部 (MG Teams) へ配布されるために作成された、とも記されており、占領軍全体で講演録の内容が共有された可能性が高い、③更に、この講演録は、近畿民事局文書綴から講演録の日本語訳や、その他生徒自治会指導に際して利用されたと見られる諸資料<sup>(13)</sup>と共にまとめられていたもので、講演録が実際の指導に活用された可能性が高い、など

である。これらのことから、講演録は、全国的に影響を持った占領軍の生徒自治会構想として十分に扱いうる。

さらに、講演録の内容的特徴として、④高等教育担当によって作成され大学で行われた講演の原稿ながら、中等学校段階の自治会に関する議論も多数含まれている、⑤講演録の小項目—「民主主義に関する幾つかの基本的なコメント」、「民主主義は教えられなければならない」、「アメリカの学生生徒の政治活動」、「学生生徒と政党」、「自治会の目的」、「自治会の領域」、「自治会の活動」、「自治会の形態」—からも明らかな通り、学生/生徒自治会に関する包括的な内容を含んでいる、などの点も指摘できる。これらから、講演録は、占領初期の生徒自治会構想を詳細に分析するために、極めて好適であると言える。

以下では、講演録の内容を「自治会の意義」、「自治会の活動内容と組織」、「自治会に対する指導」の3観点から分析し、占領初期の生徒自治会構想について考察する。

### (1) 自治会の意義

まず、自治会を学校に導入する意義について。講演録は次のように述べる。

自治会は、基本的に教授装置 (teaching device) であって、民主主義の核心を教え込む (inculcating) ために、我々が持ちうる最良の装置である。その核心とはすなわち、

- a. 統治 (government) への個人の参加
- b. 民主的組織に関する適切な知識
- c. 議会的手続きに関する知識
- d. 多数派対少数派に関する哲学—少数派が、多数派の決定を受け入れることや、多数派の支持によって作られた法に従い、協力する義務を認めること。同様に、民主主義は少数派に対して、自らの見解を表明する方法を創り出すものであるから、多数派は、常に少数派の意見に注意を払わなくてはならないこと。しかしアメリカにおいては、多数派の意志は専制的なものとは考えられない。<sup>(14)</sup>

このように、自治会は、民主主義の核心に位置づけられる内容を教え込むための「最良の装置」として意義付けられる。なぜ、自治会が「最良の装置」なのか。それは、講演録の別の箇所<sup>(15)</sup>の表現を参照すれば、自治会の「活動には、なすことによって学ぶという進歩主義教育の根本原則を適用できる」からである。「責任は責任を与えることによってのみ教えられる」ように、「民主主義の核心」もまた、その経験が与えられることによってのみ、教えられるのである<sup>(15)</sup>。

しかし、以上の引用からは、「民主主義の核心」たる内容を抽象的にしか理解できない。特に「a. 統治への個人の参加」が何を意味しているのか、明らかでない。これについて、講演録の別の箇所<sup>(16)</sup>で次のように述べられている点は注目に値する。

自治会は〈中略＝引用者〉民主主義の技能 (techniques) や手続 (procedure) を教える最良の方法である。〈中略＝引用者〉我々が信ずるところでは、民主主義において全ての市民は、いかに他者を導き (lead)、またリーダーシップに従う (follow) かを知る必要がある。〈中略＝引用者〉もし、学生生徒が、学校でいかに効果的なリーダーシップの基準を確立するかを学び、また、その基準に従って代表者 (officers) を選挙することを学ぶなら、彼らは効果的な民主主義の技能を学ぶことになるだろう。<sup>(16)</sup>

以上を踏まえれば、自治会を通じて学ばれる「統治への個人の参加」とは、「効果的なリーダーシップの基準」に沿って代表者を選出しそれに従うことであり、あるいはその基準に則って、実際にリーダーシップを取ることであり、と言える。自治会は、講演録において、このような知識や技能を教え込むための方法として意義付けられている。

## (2) 自治会の活動内容と組織

次に、自治会の活動内容について。講演録は、この点を「大学段階」(university level) と「中等学校段階」(secondary school level) にわけて具体的に論じている。本稿の関心に従って、後者の点を確認する。講演録は次のように述べる。

中等学校段階において、一般に、次のような活動が自治会に委任される。

1. 集会の企画
2. 図書館および自習室の監視
3. 授業への出席 (school attendance)
4. 学術および社会系クラブ活動
5. 校庭および庭園の世話
6. 講堂および近隣道路の交通整理
7. 遊び場および休憩時間の活動の監督
8. ダンスやピクニックといった社交的活動の企画及び実施、など。<sup>(17)</sup>

以上から明らかな通り、自治会は、学校内において種々の企画や施設の監督を自主的に行なう組織として想定されている。では、このような活動内容は具体的に、いかにして設定されるのだろうか。この点について、講演録を見ると、次の2つの要件を確認できる。すなわち、①自治会の活動は、学校長によって認められた学校管理への部分的な参加であり、②自治会が外部の政治活動へ参与することは推奨されない。

①について。講演録は、まず、「アメリカでは多くの場合、自治会に対して、直接学校管理 (school administration) へ参加することを認めていない。これは、学校管理が、よく訓練され経

験を積んだエキスパートを必要とする、高度に専門的な仕事だからである」と述べ、自治会が学校管理へ全面的に参加するものでないと述べる。この点を踏まえつつ、講演録は続けて、自治会を通じた生徒による学校管理への部分的な参加は「知識や思慮分別がつくに従って」、すなわち学校段階や生徒の発達段階に応じて、学校管理者（学校長）に認められた範囲でなされるべきとする。これは、自治会の「なすことによって学ぶ」という性格を実際化し、その教育的意義を達成するために認められるものである<sup>(18)</sup>。

次に②について。講演録では、自治会の活動における外部の政治活動の取り扱いについて明示的には論じていない。しかし、講演録では、学校や大学における政治活動の取り扱いについて言及している箇所があり、その記述を踏まえると自治会による政治活動への参与が推奨されていないことは明らかである。例えば、講演録では、「一般的に、政治的リーダー、学校長、教師陣及びその構成員の間で、アメリカの学校および大学において、なんらの積極的な政治キャンペーンを行わない、という暗黙の了解がある<sup>(19)</sup>」と述べ、学校を実際の政治問題の場とはしないことが言明されている。

では、ここで意識されている「政治活動」とは具体的にどのような活動が想定されているのだろうか。この点について大矢一人は、46年6月までの各地のナンバーMGの活動を記した報告書を参照しつつ、同時期においてすでに、「アメリカ軍隊としての軍政部がもつ性格の一つに、反共性があげられ」ることを指摘している<sup>(20)</sup>。以上を踏まえると、講演録において意識された政治活動とは、共産主義的な傾向を持つ活動であったと考えられる。

また、講演録は、こうした活動を行なう自治会の具体的な組織についても簡潔に言及している。この組織について、図化すると、次の図1のようになる。

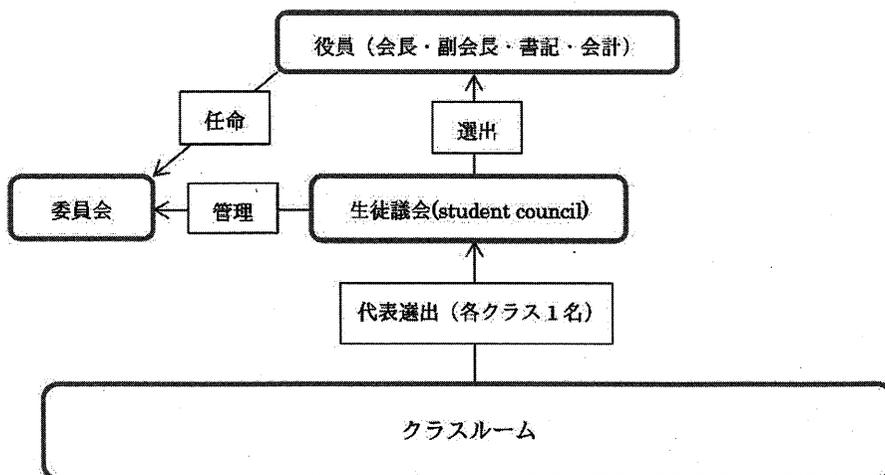


図1 「米国における学生／生徒自治会」に見られる生徒自治会組織例<sup>(21)</sup>

この組織例は、講演録によれば「多様な自治会の形式があるが、ここでは、一つの一般的な形式—単一の生徒議会 (student council) という仕組み—について述べる」として示されたものである。図にある通り、自治会の中核たる生徒議会は各クラスから選出された代表者によって構成される。この生徒議会は、「議会が実施を望む主要な活動ごとに設置される」<sup>(22)</sup> 委員会を通じて活動する。実際の活動の進行においては、まず各委員会が活動計画を作成し、生徒議会で議論と承認を、続けて学校長の許可をそれぞれ受けた後に、活動が開始されるとしている。このような過程を経ることで、上述の活動範囲の規定に基づき、その教育的意義を達成するような自治会活動が実現されると想定されていた。

### (3) 自治会に対する指導

最後に、自治会に対する学校長による指導方法について。講演録は、自治会活動成功のために求められる基本的な要素として、次の2つをとりあげる。

1. 学校管理者と自治会が、すべての事柄に対して、協調的な精神で臨むこと
2. 進歩的で広い心 (open-mind) をもった学校長 (school director) は、自治会が学校の教授やその他すべての活動の価値に対して貢献できるよう、喜んで承認を与えること。また、学校長は、自治会の以上のような活動が成功するために必要な、長時間のガイダンス、計り知れない忍耐を喜んで引き受けること。<sup>(23)</sup>

上記の要素において、特に中核に位置づけられるのは、1.にあげられる通り、学校管理者と自治会が協調関係を保つことである。なぜなら、この引用の後の箇所において、2.に示されるような学校長の態度は、学校長が自治会を信頼し、あるいは自治会が学校長を信頼するための条件として位置づけられているからである。

## 2. 生徒自治会指導の本格化と生徒自治会構想

### 2-1 生徒自治会指導の展開とその背景

第1節で論じたような構想を基礎としながら、特に1947年以降、生徒自治会に対する指導が全国的に進められる。この証左として、同時期のGHQ/SCAP文書には、軍政部の生徒自治会指導の実施を全国的に規定した史料がいくつか見られるようになる。例えば、47年10月1日付「第八軍軍政部オリエンテーションスクール」の「民間教育」担当向けテキストにおいて、「自治会」(student government)の項目が設けられ、自治会指導の基本方針が共有されている<sup>(24)</sup>。あるいは、1948年1月には、全国の都道府県軍政部が毎月、初中等学校に対して行っていた学校視察の報告書様式が改訂され、「a 生徒自治会 (student government system) を通じて、学校活動に積極的に参加する生徒はいるか。b 生徒自治会の組織及目的は古い校友会 (student's association)

と同じか。c 生徒により選出された自治会役員は存在するか。」など、生徒自治会の実態や組織に関する指導を目的とした視察項目が組み入れられる<sup>(25)</sup>。

では、この時期に指導が本格化した背景は何か。この点について、同時期に軍政部の機構が漸次整備され、指導の基盤が確立したことが特に重要であると考えられる。阿部彰がその研究において述べるように、「1945年末から1946年初めにかけて、地方軍政組織は著しく整備されたが、それが地域の実態に即して機能を発揮するに至るまでには、なおしばらくの日時の経過を要した」<sup>(26)</sup>。実際、各都道府県に軍政部を置く軍政組織への改組は46年7月に行われたものの、軍政部人員の慢性的な不足、行政指導上の基準の欠如、各都道府県軍政部と第八軍軍政部やGHQ/SCAPとの連絡体制の不備等により、45年中に出されたいわゆる「4大指令」の履行を確認する以上の積極的な指導が体系的・全国的に行われるまでには、なお時間を要した。軍政部人員については、「46年末から翌年にかけて二度にわたり、要員配置基準の変更および民間人の起用枠の拡大を中心とする手直しが行われた」<sup>(27)</sup> ことにより、積極的な行政指導の基準は47年2月26日の第八軍施行命令第19号「民間教育計画」(Civil Education Program)の発令<sup>(28)</sup>により、GHQ/SCAPなど占領軍内の連絡体制については、46年9月以降始まる軍政部教育担当係官協議会に軍・軍団・GHQ/SCAPの教育担当官が出席すること<sup>(29)</sup>、あるいは、47年1月にCI&E公報(CI&E Bulletin)の発刊が開始されること<sup>(30)</sup>により、それぞれ本格的に整備された。このような、軍政組織の整備による指導の基盤の確立を背景として、各地の生徒自治会に対する指導も本格化したと考えられる。

## 2-2 生徒自治会指導の展開と自治会構想

以上のように自治会指導が本格化した時期において、占領軍、とりわけ実際に指導にあたった軍政部教育担当官の間で、いかなる自治会構想や問題意識が具体的に共有されていたのか。また、この構想や問題意識と、第1節で確認した占領初期の自治会構想との間には、いかなる共通点、あるいは相違点、ないし新規要素が存在していたのか。

この点を分析するために、本稿では、前述した第八軍軍政部オリエンテーションスクールのテキストにおける「自治会」(student government)の記述を参照する。なぜなら、①同史料の「テキスト」という性格上、同時期、全国で共有されていた生徒自治会構想を反映しているものと考えられ、②また内容的にも、同史料の自治会に関する記述が、管見の限り、同時期史料の中で最も端的かつ充実したもの、だからである。

以下、テキストの記述の分析に移る。まず、占領初期の自治会構想との共通点について。テキストの記述を概観すると、そこには、占領初期の自治会構想に含まれる内容を、日本の自治会の実態と結び付けて再論している箇所が多数あり、テキストが占領初期の構想と全体的に共通した議論を展開していることが明らかになる。例えば、生徒自治会の現状の問題点について、テキストは次のように述べる。

予想されたとおり、日本における多くの学生生徒は、自由 (freedom) が、認可された解放 (licensed liberty) を意味するものと解釈している。そのような学生生徒の多くが、【学校管理者は=引用者注】学生生徒へ、学校の経営の仕事を引き継ぐべきだと考えている。こうした状況は、特に中等学校において日増しに顕著になっている。<sup>(31)</sup>

テキストは、以上のように、学生生徒の間に自治会の活動に関する誤解が生じている現状を指摘した上で、「学生生徒にとって必要なことは、彼らが学校に対して責任を有していること、しかし、権限 (authority) は学校の管理者と同等の責任を有する学校長から委譲されたものでなければならないことを学ぶことである」と述べている。また、学校長についても、「責任を履行する準備をし、あるいは履行する準備をすべきである学生生徒に対して、責任を委譲することは、民主的かつ賢明であると学ぶこと」<sup>(32)</sup>が必要であるとしている。そして、軍政部担当官には、以上の認識を踏まえた適切な指導を促している。これらから明らかな通り、自治会の活動範囲の規定原理や、学校長の指導理論などは、占領初期の自治会構想と極めて類似している。このことから、占領初期の生徒自治会構想が、占領軍内で共有され、指導の際の基礎に位置づけられていたことが明らかになる。

しかし、テキストの記述には、占領初期の構想には明示されていなかった新規要素も存在する。この点について、最も注目すべきは、テキストにおいて、極めて明確に反共的志向が打ち出されている点である。テキストは、次のように述べる。

民間教育担当官は、学生生徒組織 (student organization) のうちに、「共産主義前線組織」 (“communist fronts”) が発見された場合は、警告を送るべきである。生徒組織の活動に賛同する前に、彼らが共産主義的でないことを確かめなくてはならない。<sup>(33)</sup>

前述したとおり、占領初期の自治会構想では外部の政治勢力と関与することの如何は、明確な形では示されていなかった。しかし、テキストでは、共産主義的傾向に対して「警告を送るべき」として反共的性格が明確化されている。この背景には、1947年2月1日のいわゆる「2.1スト」に代表されるように、日本における共産主義勢力が影響力を強める中、それを食い止めようとする占領軍の政策方針があったと考えられる。このような政治状況に対応する形で、占領初期から存在していた反共的側面が明示された点こそ、講演録の内容に加えて、軍政部内で特に明確化された方針であると言える。

## おわりに

本稿は、占領軍の生徒自治会構想を詳細に明らかにすることを目的とし、考察を進めてきた。この点に関し、本稿の議論を端的にまとめ結論を述べる。

第1節において、『米国教育使節団報告書』と講演録「米国における学生/生徒自治会」を用いて明らかにしたとおり、生徒自治会構想はそもそも、アメリカ進歩主義教育実践を基にしていた。この構想は、概ね次のような内容であった。すなわち、①自治会は、「なすことによって学ぶ」という進歩主義教育の原則に基づき、生徒に対し、「民主主義の核心」を教え込むための「教授装置」であった。②自治会の活動は、学校段階や生徒の「知識や思慮分別がつくに従って」、学校長の認可のもと、学校管理の一部に対して参加するものであり、外部の政治活動に参加することを推奨するものではなかった。③学校管理者(学校長)と自治会双方が協調関係にあることが活動成功のための不可欠な要素とされ、指導は、この信頼関係を築くためのものとして位置づけられていた。次に、第2節において、実際に生徒自治会指導が本格化した時期に、占領初期の生徒自治会構想がいかに継承ないし変化したのか、特に1947年10月1日付「第八軍軍政部オリエンテーションスクール」の「民間教育」担当向けテキストの内容を分析することで考察した。その結果、基本的な自治会構想は、占領初期からほぼ変化せず、アメリカの実践を色濃く引き継いだものであることが確認された。この点を踏まえると、本稿が明らかにしようとする占領軍の生徒自治会構想は概ね、第1節の結論としてまとめたものであった、といえる。一方、展開期には、1947年以降の政治状況を反映し、占領初期には明示されていなかった「共産主義への警告」が明記された。これを踏まえると、日本における占領軍の生徒自治会構想は、基本的にアメリカの教育実践を基にしつつ、具体的な政治勢力と生徒自治会を引き離す論理を強調したものであった、といえる。以上を、本稿の結論として提示する。

ところで、その後の生徒会活動史との関係から本稿が明らかにしてきた占領軍の自治会構想を確認するために、構想の内容と1949年以降の文部省刊行物における「生徒会」に関する議論を比較すると、多くの論点が49年以降の文部省における議論にも引き継がれていることがわかる。ゆえに、占領軍の自治会構想は、文部省の「生徒会」に関する理論の形成にも、大きな影響を与えた可能性が高いと考えられる。以上を踏まえると、本稿が明らかにした自治会構想は、日本における生徒会活動史の前史として、巨大な影響をおよぼした重要な構想であったといえるだろう。

しかし、1949年以降の文部省の「生徒会」に関する議論には見られるものの、本稿が明らかにしてきた占領軍の自治会構想には含まれていない内容もある。特に、①生徒会が「ホームルーム」を基盤とすること、②生徒会活動を、特別教育活動の一環として「課程化」し、カリキュラム内の位置づけを明確化したこと、の2点は生徒会活動史研究上、重要な点である。これらの要素が、いかなる発想を基にして「生徒会」に関する議論の中に組み入れられたかに関しては別途検討する必要がある。この点を今後の課題とする。

#### 〔注〕

(1) 生徒自治会の成立期は、旧制と新制の転換期にあたる。ゆえに、「中等学校」とは、旧制では、中学校・高等女学校・実業学校など、新制では中学校・高等学校を指す。

- (2) 藤田昌士「戦後教育改革と生徒参加の理論—戦後初期の文部省著作物に即して」、喜多明人・坪井由美・林量俣・横山均編『子どもの参加の権利—(市民としての子ども)と権利条約』、1996年、三省堂、128-144頁。
- (3) 喜多の研究としては以下を参考。
- 喜多明人「子どもの参加の権利と生徒参加史研究—戦後日本における生徒自治会形成過程の検討を中心に」、『教育学研究』、1995年、日本教育学会、62(3):10-18頁。
- 「戦後日本における生徒自治会の形成と意義—神奈川県和学校史を中心に」、喜多明人他編、前掲書、1996年、145-161頁。
- 「戦後日本生徒参加史に関する基礎研究Ⅰ—横浜第二高校『生徒自治会』形成過程における生徒参加の実態史的考察—」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』、1999年、早稲田大学文学研究科、44(1):165-178頁。
- 『子どもの権利一次世代につなぐ』、2015年、エイデル研究所。
- (4) 喜多明人、前掲書、2015年、215頁。
- (5) 大矢一人「占領初期の第八軍軍政局民間情報教育課の活動と課題」『藤女子大学紀要(第1部)』、2012年、藤女子大学、49:101-154頁。
- (6) 文部省調査普及局調査課『文部時報第八百三十四号抜刷』、1951年、帝国地方行政学会、34-35頁。
- (7) 土持ゲーリー法一『米国教育使節団報告書の研究』、1991年、玉川大学出版、115頁。
- (8) ハリーレイ「進歩主義教育と占領期教育改革への影響」、『戦後教育の総合評価』刊行委員会編『戦後教育の総合評価～戦後教育改革の実像』、山本伸子訳、1999年、国書刊行会、273-293頁。引用は281頁。
- (9) Jones, Galen. *Extra-Curricular Activities in Relation to the Curriculum*, 1935, Teachers College, Columbia University, New York. pp.8-24.
- (10) Fretwell, Elbert, K. *Extra-Curricular Activities in Secondary Schools*, 1931, Houghton Mifflin Company, Boston, p.3.
- (11) "Student Self Government" *GHQ/SCAP Records*. CAS(C)05412.
- (12) "Weekly Reports -CI&E Branches" *GHQ/SCAP Records*. CIE(A)00413.
- (13) 具体的には、「前期及び後期中等学校における生徒自治会 (student self-government organization) の見本提案」と題された自治会規約案と「前期及び後期中等学校における生徒議会 (student council)」と題された指導事項をまとめた資料と共に発見された。
- (14) "Student Self Government", *GHQ/SCAP Records*. op.cit. p.3.
- (15) Ibid. p.2.
- (16) Ibid. p.9.
- (17) Ibid. pp.5-6.
- (18) Ibid. pp.3-4.
- (19) Ibid. p.2.
- (20) 大矢一人「占領初期北海道の軍政組織と教育」、『藤女子大学紀要 第Ⅰ部』、2007年、藤女子大学、44:101-160頁。引用は132頁。
- (21) "Student Self Government", *GHQ/SCAP Records*. op.cit. の記述を基に論者作成。
- (22) Ibid. p.7.

- (23) Ibid. p.6.
- (24) "8th Army Military Government – Orientation School" *GHQ/SCAP Records*. CAS(A)11260–11263.
- (25) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』、1983年、風間書房、139頁。
- (26) 同前書、14頁。
- (27) 同前書、18頁。
- (28) 同前書、69–71頁。
- (29) 大矢一人「占領期地方教育改革に関する軍政部教育担当係官協議会の分析」、『藤女子大学紀要 第I部』、1994年、藤女子大学、31：51-77頁。なお、この「軍政部教育担当係官協議会」の一環として48年1月7日～8日に第I軍団が主催し、軍団下の都道府県軍政部民間教育担当官を集めて開催された「京都CI&E会議」では、大会2日目に、鹿児島軍政部CIE係官のヴォグト (O.Vogt) と、GHQ/SCAP CI&E男子中等教育担当のオズボーン (Monta L. Osborne) が生徒自治会に関する講演を行っていることがわかる。自治会指導の全国化にあたっては、本稿が論じたような諸史料の配布以外にも、このような会議において各地の自治会指導の問題意識が共有しつつ、指導が進められたと考えられる。
- (30) Mitsuo, Kodama(ed.), *CIE Bulletin*, 1983, Meisei University Press, Tokyo.
- (31) "8th Army Military Government – Orientation School", *GHQ/SCAP Records*. op.cit.
- (32) Ibid.
- (33) Ibid.